

令和5年度
定期監査の結果に関する報告

長野県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和5年2月6日から令和5年11月7日までの間に全機関（352機関）について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和5年（2023年）11月21日

長野県監査委員	増田隆志
同	西沢利雄
同	青木孝子
同	山岸喜昭

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	対象年度	1
3	対象機関及び実施期間	1
4	実施状況	1
5	重点監査	2
第 2	監査結果	2
1	監査結果	2
2	指摘事項	13
3	指導事項	14
4	検討事項	20
5	分類別指摘事項等の件数	21
第 3	意見	22
1	各部局に共通する意見	22
2	部局ごとの意見	25
《参考》	他の機関に紹介できる有効な取組事例	29
	(別表) 監査実施機関一覧	30

令和5年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに長野県監査委員監査基準に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のつと}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和4年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（352機関：一般会計・特別会計341機関、企業特別会計11機関）について、令和5年2月6日から令和5年11月7日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表（30～34ページ）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関352機関のうち、148機関については実地監査を、204機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

区 分		実施機関数	実施状況	
			うち実地監査	うち書面監査
一般会計 ・特別会計	本 庁	85	84	1
	現 地 機 関	256	60	196
	計	341	144	197
企 業 特 別 会 計	本 庁	2	2	
	現 地 機 関	9	2	7
	計	11	4	7
合 計		352	148	204

※1 生活排水課は、一般会計・特別会計と企業特別会計の両方に計上。

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関352機関のうち、工事实施機関である地域振興局、環境部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関37機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,343件、契約金額で889億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：9.4%、抽出金額率：27.8%）。実施機関の一覧は、別表（30～34ページ、*印箇所）のとおりです。

区 分	全体箇所		うち抽出箇所	
	件 数	金額（億円）	件 数	金額（億円）
工 事	8,682	2,497.4	749	595.0
委 託	5,542	697.9	594	294.6
合 計	14,224	3,195.3	1,343	889.6
抽出率（%）	-	-	9.4	27.8

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対応事業については、本庁が執行した委託事業及び補助事業を対象とし、時間と人員を増やして事務局職員による事務調査を行い、監査を実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマを「補助事業の履行確認の実施状況について」及び「地質調査に伴うボーリングコアの保管及び廃棄状況について」の2つとして実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が1件、指導事項が25件、検討事項が2件ありました。

企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項及び指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の報告を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の報告を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収入事務		8		8				0	8
契約事務		4		4				0	4
支出事務		8		8				0	8
補助金事務		2		2				0	2
財産管理事務		1	2	3				0	3
その他	1	2		3				0	3
合 計	1	25	2	28				0	28
令和4年度	3	17	2	22				0	22

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1「補助事業の履行確認の実施状況について」

ア 監査目的

補助事業が完了した際の執行機関による履行確認については、交付要綱等の規定に従い適切に実施される必要がありますが、履行確認に課題がある事例が見受けられました。

また、新型コロナウイルス感染症対応事業を始めとして、補助事業の業務量が増加している中で、同様の課題等があるものと考えました。

このような状況を踏まえて、補助事業における履行確認が適正に行われているか検証することを目的に実施しました。

イ 対象事業

これまでの事務調査において、補助事業の履行確認に関して課題が把握された事業などの中から選定しました。

また、「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応事業に係る事務調査」における補助事業の履行確認の実施状況についても、該当する事業の中から抽出し選定しました。

選定の結果、対象事業は125件となりました。

ウ 実施方法

定期監査の実施に併せて、着眼点を記した「重点監査チェックリスト」を用いて、事務局職員による実地調査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

- (ア) 補助要綱等に規定された実績報告書及び添付書類等が漏れなく提出されたか。
- (イ) 補助要綱等に規定された方法で履行確認の審査（検査）が適正に実施されたか。
- (ウ) 補助要綱等に規定された実績報告書、添付書類等及び履行確認の方法は、履行確認を行う上で必要十分なものか。

オ 調査結果

(ア) 補助要綱等に規定された実績報告書及び添付書類等が漏れなく提出されたか(表1・2)

「実績報告書提出状況(表1)」について、3つの着眼点により確認しました。その結果、着眼点1及び2については、何れも適正な事務処理が行われていました。

着眼点3については、不適正とは言えないものの「疑義等あり」のものが5件あり、その内容の主なものは、「補助金額の積算等に影響はない箇所における鉛筆での修正」や「申請先事務所の名称が未記入の申請書等」が見受けられたものでした。

表1 実績報告書提出状況

(単位：件)

調査の着眼点	適正	疑義等あり	不適正
1 提出書類は規定された様式で作成されているか。	125	0	0
2 記載内容等は必要事項が漏れなく記載されているか。	125	0	0
3 鉛筆等容易に改変できる筆記用具を用いていないか。	120	5	0

「添付書類等（表2）」について、3つの着眼点により確認しました。その結果、着眼点4及び5については、いずれも適正な事務処理が行われていました。

着眼点6については、不適正とは言えないものの「疑義等あり」のものが2件あり、その内容としては、「撮影場所や日時など撮影内容を記録したパネル等が写されていない」ものなどでした。

以上、「実績報告書提出状況」及び「添付書類等」については、概ね適正な事務の執行が確認されたことから、特段の課題はないと判断しました。

表2 添付書類等 (単位：件)

調査の着眼点	適正	疑義等あり	不適正	該当なし
4 証拠書類、その他補助事業の完了を証する書類等は作成されているか。	125	0	0	—
5 必要な元本証明等がされているか。又、押印省略の場合は、pdf形式などの方法で真正性が確保されているか。	102	0	0	23
6 写真等については、事業の成果が確認できるものか。	81	2	0	42

(イ) 補助要綱等に規定された方法で履行確認の審査（検査）が適正に実施されたか（表3・4）

「書類審査（検査）（表3）」について、5つの着眼点により確認しました。その結果、着眼点7から11については、いずれも適正に事務処理が行われていました。

以上、「書類審査（検査）」については、着眼点のすべてで適正な事務の執行が確認されたことから、課題はないと判断しました。

表3 書類審査（検査） (単位：件)

調査の着眼点	適正	疑義等あり	不適正	該当なし
7 要綱等で定めた方法により、実施されているか。	95	0	0	30
8 チェックリスト等による場合は、作成されているか。	84	0	0	41
9 補助事業等が工事等の場合は、補助事業者による完了検査の実施を確認しているか。	58	0	0	67
10 履行の確認を行う職員は、担当職員以外の者が指定されているか。	125	0	0	—
11 結果が、履行確認調書に記載されているか。	125	0	0	—

「現地調査（検査）（表4）」については、3つの着眼点により確認しました。

着眼点12については、補助要綱等において、必要に応じて実施するものを含め、現地調査（検査）の実施が規定されている事業は、53件ありました。

着眼点13については、着眼点12で現地調査（検査）が必要とされた事業のすべてについて、現地調査が実施されていました。

着眼点14は、該当事例がありませんでした。

以上、必要な調査（検査）はすべて実施されていたことから、課題はないと判断しました。

表4 現地調査（検査） (単位：件)

調査の着眼点	有	無
12 要綱等で調査（検査）の実施が規定されているか。 （有又は無、有には「必要に応じて」を含む）	53	72
13 12で有の場合は必要な調査（検査）は実施されたか。	していた	していなかった
	40※	0
14 コロナ禍などで調査（検査）が（一部）実施されなかった場合は、それに替わる対応は妥当か。	(該当事例なし)	

※ 重点監査で抽出した事業が調査（検査）を必要としないと判断されたもの：13

(ウ) 補助要綱等に規定された実績報告書、添付書類等及び履行確認の方法は、履行確認を行う上で必要十分なものか（表5）

「補助要綱等の必要十分性・妥当性（表5）」については、3つの着眼点により確認しました。その結果、それぞれの項目について、不適正とは言えないものの「疑義等あり」が散見されました。

なお、着眼点17については、過去に不適正な事例等がない場合は「該当なし」としています。

表5 補助要綱等の必要十分性・妥当性 (単位：件)

調査の着眼点	適正	疑義等あり	不適正	該当なし
15 現状の実績報告書の内容や、添付書類及び審査方法では、事業の完成や実施を装うおそれや、経費の過剰な計上または架空の計上に繋がるおそれはないか。	111	14	0	—
16 現状の書類審査（検査）等の他に、証拠書類等の持参、現地調査（検査）の実施、実際の証拠書類との突合等の必要性はないか。	113	12	0	—
17 過去に不適切な事例等があった場合には、対策等が講じられているか。	34	1	0	90

着眼点15について、「疑義等あり」とされた内容の主なものは、以下のとおりでした。

- ・補助要綱に必要な添付書類が明記されていないため、証拠書類が添付されていなかった。

- ・所定の実績報告書の様式に記載された数値のみで履行確認を行っており、証拠書類による確認が行われていなかった。

着眼点16について、「疑義等あり」とされた内容の主なものは、以下のとおりでした。

- ・設備導入など補助金額が高額なものであっても、現地確認が実施されていなかった。
- ・計画策定などの企画系事業やイベント開催に係る事業においては、「〇〇料一式」など補助対象経費の内訳や積算などが不明確なものがあった。
- ・補助事業の実績報告が年度末に集中し、確認作業が数値のチェックのみであるなど不十分なものがあった。

着眼点17について、「疑義等あり」とされた内容は、以下のとおりでした。

- ・過去の会計検査で指摘を受けた事項の一部について、事務引継ぎが不十分だったため同様の誤りを繰り返していた。

以上、「補助要綱等の必要十分性・妥当性（着眼点15から17）」については、証拠書類に基づく確認の必要性があるものなど、対応すべき課題が見受けられました。

カ 監査結果

今回の監査において、補助要綱等に規定された書類の提出及び審査は、概ね適正に行われていました。

一方で、補助要綱等の規定が不明瞭なため、証拠書類の提出が不十分で履行確認の精度に疑義があるなど、改善すべき事例が見受けられました。

キ 意見

(ア) 補助要綱等の規定が不明瞭であったり、補助要綱等で定める様式のみを提出を求めており、証拠書類や成果品などによる履行確認を行っていない事例があるため、証拠書類や成果品などを提出させるよう補助要綱等の見直しを検討してください。

なお、証拠書類は、請求書の他、領収書、契約書、写真など履行が確実に確認できるものとしてください。

(イ) 設備導入など補助金額が高額な事業においては、抽出であっても現地調査（検査）を行ってください。

(ウ) イベント開催に係る事業などについては、対象経費の内訳などが不明確なものがあるため、給付完了検査の際には抽出であっても証拠書類の提出を求め、積算の根拠などについて確認を行ってください。

(所管機関：補助事業を所管する主管課)

テーマ2 「地質調査に伴うボーリングコアの保管及び廃棄状況について」

ア 監査目的

近年、災害復旧事業や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の事業量の増加に伴い、公共土木施設に係る地質調査が増えています。

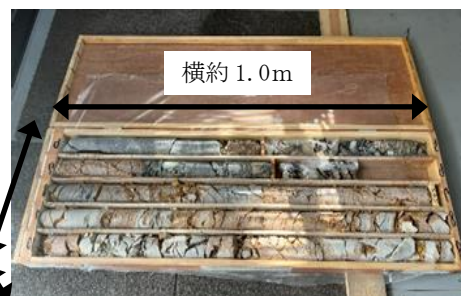
この地質調査により採取したボーリングコア^{*1}（以下「コア」という。）は、令和元年度以前の「地質・土質調査共通仕様書^{*2}」（以下「仕様書」という。）では、標本箱に収納し「提出しなければならない」とされていましたが、令和2年度の国の仕様書の改訂に合わせ、林務部及び建設部の仕様書は、「コアの提出要否については、監督員と協議するもの」に変更されました。

また、提出されたコアの取扱いについては、保管基準等を定めている部局もありますが、適切に廃棄が行われず、長期間、コアが保管されているものが見受けられます。

このような状況を踏まえ、発注者が仕様書をはじめとして、保管基準や通知文（以下「基準等」という。）に基づき、ボーリングコアの保管及び廃棄を適切に行っているか検証することを目的に監査を実施しました。

※1 地中から採取された円柱状の土質試料。ビニールフィルムに包み木製の標本箱（コア箱）に収納する。（右写真参照）

※2 地質調査の方法、使用材料の品質、成果物など地質調査を行う上で必要な技術的要求及び調査内容について、標準的な仕様を示したもので、各部局において定めている。



（参考）標本箱に収納されたコア
縦約0.3m×横約1.0m×高さ約0.07m

イ 監査対象

(7) 対象機関

地域振興局^{*3}〈農地整備課(10)、林務課(10)〉

環境部〈自然保護課(1)、流域下水道事務所(3)〉

建設部〈建築住宅課(1)、施設課(1)、建設事務所(13)、砂防事務所(3)〉

企業局〈発電管理事務所(2)、水道管理事務所(2)、水道用水管理事務所(1)〉 計47機関

※3 地域振興局の課を1機関として計上

(4) 調査対象

a 令和4年度に完了した地質調査業務委託のうち、機械ボーリング等によりボーリングコアを採取したもの

b 令和3年度以前から保管している過去のボーリングコア

ウ 実施方法

定期監査の実施に併せて対象機関から重点監査調書の提出を求め、事務局職員による実地調査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

(ア) 調査対象 a：ボーリングコアの取扱根拠（仕様書、基準等）の有無及び内容は適切か

(イ) 調査対象 a：ボーリングコアの提出要否に係る協議は行っているか

(ウ) 調査対象 a：ボーリングコアの保管は適切に行っているか

(エ) 調査対象 b：過去のボーリングコアの保管及び廃棄は適切に行っているか

(オ) 調査対象 a：地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領に基づく登録は適切に行っているか

オ 調査結果

(7) 調査対象 a：ボーリングコアの取扱根拠（仕様書、基準等）の有無及び内容は適切か
（表1）

地質調査を発注する際のコアの取扱いについては、各部局において仕様書に定めるなど、適切に行われていました。

一方、調査完了後のコアの取扱いについては、農政部、林務部及び建設部（建築住宅課及び施設課を除く）では基準等を定めていますが、保管すべきコアの範囲や廃棄の方法などが明示されていないため、不要なコアの廃棄が進まず、現地機関の職員がコアの保管及び廃棄に苦慮している状況が確認されました。

なお、環境部、建設部（建築住宅課及び施設課）及び企業局では、基準等を定めていませんでした。

表1 部局別ボーリングコアの取扱根拠

		発注時	調査完了後	
		仕様書	提出を受けたコアの取扱い（基準等）	
農政部		地質・土質調査業務共通仕様書（長野県農政部）	通知※1	(1) 原則、完了検査合格後、速やかに処分する (2) ※4の場合は、必要期間保管する
林務部		長野県森林土木調査等業務仕様書（長野県林務部）	通知※2	(1) 原則、完了検査後、発注者が引き取る (2) ※4の場合は、必要期間保管する
環境部 (生活排水課)		地質・土質調査共通仕様書（長野県建設部）		特に定めていない
建設部	下記以外の課	地質・土質調査共通仕様書（長野県建設部）	保管基準※3	(1) 目安として最低3ヵ年とし、検査完了又は目的物の完成等から適宜判断する (2) ※4の場合は、3ヵ年経過後も保管する
	建築住宅課、施設課	敷地調査共通仕様書（国土交通省）準用		特に定めていない
企業局		地質・土質調査共通仕様書（長野県建設部）準用		特に定めていない

※1 地質調査業務等におけるボーリングコアの取り扱いについて（通知）（平成18年11月6日付け18農整第2号）

※2 地質調査業務等におけるボーリングコア等の取り扱いについて（通知）（平成19年11月14日付け19森整第534号）

※3 ボーリングコア保管基準（平成15年12月5日付技術管理室）（注：施設課、建築住宅課は除く）

※4 裁判等で係争中のもの、もしくは係争のおそれのあるもの、学術的研究の対象等で必要と認められるもの、委員会等で検討の対象となっているもの、地すべり対策事業等で必要と認められるもの、人的被災した場合で必要と認められるもの等の場合

(イ) 調査対象 a：ボーリングコアの提出要否に係る協議は行っているか（表2）

地質調査の発注時の取扱いを定めた仕様書のうち、農政部を除く機関の仕様書には「採取したコアの提出の要否について監督員と協議する」と定められていますが、令和4年度に完了した地質調査173件のうち、47件は協議を行っていませんでした。

また、協議を行った126件についても、令和元年度以前の仕様書に基づく方法で行っているなど、現在の仕様書に定められた内容を理解していない事例が見受けられました。

表2 ボーリングコアの提出要否に係る協議状況

（単位：件）

	共通仕様書に「コアの提出要否について監督員と協議する」と定めがある機関	対象件数 (R4ボーリング調査件数)	コア提出要否についての協議					
			協議なし	コア提出あり		協議あり	コア提出なし	
				コア提出あり	コア提出なし		コア提出あり	コア提出なし
農政部	×	6	1	1	0	5	3	2
林務部	○	13	2	2	0	11	11	0
建設部	○	148	42	42	0	106	106	0
企業局	○	6	2	0	※ 2	4	1	3
合計		173	47	45	2	126	121	5

※ 「協議なし」「コア提出なし」の2件は、元々コアの提出を求めているものである。

(ウ) 調査対象 a : ボーリングコアの保管は適切に行っているか (表 3)

コアの保管場所については、建設部では県が管理する施設に、林務部では地域振興局(旧地方事務所)等に保管するものと基準等に定められています。令和4年度に完了した地質調査の事例では、それぞれ基準等に沿って保管されており、基準等がない部局においても、県が管理する施設に保管されていました。

また、基準等では保管台帳を整備することとしている機関もありますが、台帳整備していない機関が28ありました。台帳整備していない理由として、「台帳の様式が定められていない」、「担当者が決まっていない」などの回答がありました。

表 3 ボーリングコアの保管状況及び台帳整備状況

(単位：件)

(単位：機関)

	基準等にコアの保管場所を定めている機関	R4年度に完了した地質調査でコアを受件した件数	保管場所				基準等にコアの台帳整備を定めている機関	過去のコアを保管している機関	保管台帳整備	
			県コア倉庫	県庁舎	県車庫	その他※1			台帳あり	台帳なし
環境部	－※2					－※2	1		1	
農政部	×	4			4	×※3	10	5	5	
林務部	○	13		2	8	×	9		9	
建設部	○	148	108		31	○	18	8	10	
企業局	－※2	1		1		－※2	3		3	
合計		166	108	3	43	12	41	13	28	

※1 保管場所「その他」は、使用されていないトンネル内や県有林内の倉庫などの県が管理する施設。

※2 表中の「－」は基準等がないもの。

※3 農政部では基準等に台帳整備の記載はないが、令和5年5月19日担当者会議資料において管理台帳の統一した様式を周知している。

(イ) 調査対象 b : 過去のボーリングコアの保管及び廃棄は適切に行っているか

① 長期間保管している理由 (表 4)

基準等では、保管期間が過ぎたコアは「適正に廃棄(処分)する」と定められていますが、長期間(3年以上)保管しているコアを調査した結果、表4中(1)～(6)の保管理由が明らかなものが12,977箱、(7)の保管理由が不明なものが12,756箱ありました。

保管理由が不明で長期間保管されている主な理由として、「保管台帳がなく、いつまで保管すべきかわからない」、「廃棄してよいものか判断がつかない」などの回答がありました。また、保管理由が不明で長期間保管されているものが多数あるため、新たなコアを保管する場所が不足していることが確認されました。

表 4 長期間保管している主な理由

(単位：箱)

	現在保管しているコア箱(全体)	3年未満保管	長期間(3年以上)保管	(1) 裁判等で係争中のもの、もしくは係争の恐れのあるもの	(2) 学術的研究の対象等で必要と認められるもの	(3) 委員会等で検討の対象となっているもの	(4) 人的被災した場合で被災から5年間は保管するもの	(5) 地すべり対策事業等対策が終了するまで必要と認められるもの	(6) その他特に必要と認められるもの	(7) 長期保管している理由が不明なもの
				0	0	950	0	5,959	6,068	12,756
環境部	235		235							235
農政部	584	167	417					112	102	203
林務部	464	203	261					139	46	76
建設部	29,310	4,607	24,703			950		5,708	5,853	12,192
企業局	123	6	117						67	50
合計	30,716	4,983	25,733	0	0	950	0	5,959	6,068	12,756
				12,977						

② ボーリングコアの廃棄状況について（表5）

基準等では、不要になったコアは「適正に廃棄（処分）する」ように定められていますが、令和4年度に廃棄をした機関は7、不定期ではあるがこれまでに廃棄をしたことがある機関は29、これまでに廃棄をしたことがない機関は12でした。コアの廃棄が進まない理由として、「廃棄の時期が分からない」、「廃棄の方法が分からない」、「廃棄の予算がない」などの回答がありました。

また、基準等では、コアを入れておく箱は「再利用に努める」と定められていますが、腐食の進んだコア箱の再利用は難しいなどの回答がありました。

表5 発注機関別コア廃棄状況

	調査対象 (機関)	廃棄している・廃棄したことがある						これまでに 廃棄したことが ない機関
		令和4年度		不定期で あるがこれ までに 廃棄した ことがあ る機関	廃棄理由（複数可）（件）			
		コアを 廃棄した (機関)	廃棄した コア箱数 (箱)		不要と 判断した つど 廃棄	保管場所 の確保や 空き状況 により 廃棄	廃棄した 理由が 不明	
環境部	1			1	1			
農政部	10	4	299	8	6	7		2
林務部	9	1	15	5	3	1	1	4
建設部	18	2	600	13	4	12	1	5
企業局	3			2	1	1		1
合計	41	7	914	29	15	21	2	12

(オ) 調査対象 a：地盤情報取扱要領に基づく登録は適切に行っているか（表6）

地盤情報（ボーリング柱状図等）の共有化や有効利用を図るため、農政部、林務部及び建設部では、「地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領」において、地質調査の完了後、ボーリング柱状図等のデータを、「一般財団法人国土地盤情報センター」へ登録することと定められています。

令和4年度に完了した地質調査のうち、センターへデータを登録していないものが20件、登録したものが153件ありました。

なお、登録していないものは、緊急調査や災害復旧事業に係るものでした。

また、データ登録するにあたり検定料を設計書へ計上することと定められていますが、データ登録したものの、検定料を設計書へ計上していないものが3件ありました。

このほか、データの公開・利用の可否について、受注者と事前に協議することと定められていますが、協議をしなかったものが102件あるなど、「登録の仕組」や「事前協議の必要性が正しく理解されていない」と思われる状況がありました。

表6 地盤情報の登録状況

(単位：件)

	データ登録の根拠		対象件数 (R4ボー リング 調査件数)	データ登録					
	仕様書 に記載	地盤情報 取扱要領		登 録 し な か っ た	登 録 し た	データ検定料		公開・利用 の可否	
						設計書 へ計上 した	設計書 へ計上 しな か っ た	事前協 議した	事前協 議し な か っ た
農政部	あり	○※1	6	2	4	4		2	2
林務部	あり	○※2	13	7	6	6		2	4
建設部	あり	○※3	148	6	142	140	2	46	96
企業局	建設部 に準じる	建設部 に準じる	6	5	1		1	1	
合計			173	20	153	150	3	51	102

- ※1 地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領（令和3年3月23日付2農整第1209号）
- ※2 地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領（令和3年3月19日付2森政第563号）
- ※3 地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領（令和3年3月18日付2建政技第394号）

（カ）参考となる事例

コアを保管している41機関での、コアの保管及び廃棄（再利用）において、特に参考となる事例をまとめました。

- ① コア箱を調査箇所ごとに保管することで管理をしやすくするとともに、保管台帳を整備し、コア倉庫の整理整頓を行っていました。 【佐久建設事務所】



佐久建設事務所

- ② コア箱の管理のために保管台帳を整備し、事務所全体の取組として、コア倉庫の整理整頓を行っていました。また、廃棄することとなったコア（土砂）は、除雪基地駐車場の整地のために再利用していました。 【木曾建設事務所】



木曾建設事務所

- ③ コア箱の管理のために保管台帳を整備しているが、継続して更新し、引き継ぐため、保管台帳を公文書（常用区分）として管理していました。 【安曇野建設事務所】

- ④ 年3回コア倉庫の保管状況を確認し、満杯等で保管困難な状況が確認できれば廃棄処分するとともに、次回の廃棄がスムーズにできるよう古いコアから取り出しやすい箇所に配置し直していました。 【土尻川砂防事務所】



土尻川砂防事務所

- ⑤ 廃棄することとなったコアは、その性状により土砂（現場発生土）として利用できるものは、稼働中の工事現場や庁舎内の空地の整地に再利用していました。

【長野・北信地域振興局 農地整備課】

カ 監査結果

発注者が基準等に基づきボーリングコアの保管及び廃棄を適切に行っているか監査をしたところ、保管については、県が管理する施設において保管されるなど、概ね適切に行われていましたが、廃棄については、保管台帳の整備が行われておらず、不要なコアを長期間保管しているなど、一部不適切な取扱いが見られました。

キ 意見

ボーリングコアの保管及び廃棄にあたっては、以下の点に留意し、発注者として適切に事務処理を行ってください。

(ア) ボーリングコアの保管及び廃棄を適切に行うため、コアを保管する基準（保管すべきコアの範囲や保管台帳の様式等）やコアを廃棄する基準（廃棄する方法や時期等）を具体的に明示するなどの点に留意し、基準等の策定又は見直しを行ってください。

また、不要なコアについては、適正に廃棄（処分）するよう努めてください。

(イ) 仕様書及び基準等の内容を理解していないと思われる取扱いが見受けられたため、仕様書及び基準等を職員に周知し、正しく理解するように努めてください。

また、地盤情報（ボーリング柱状図等）の共有化や有効利用を図るため、「地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領」についても、職員に周知し、正しく理解するように努めてください。

（所管機関：生活排水課、農地整備課、森林政策課、建設政策課、経営推進課）

2 指摘事項

分類	指摘事項(分類コード)	機関名
その他	1 その他の事務処理に関するもの(610)	
1件	<p>(1) 不適切な事務処理</p> <p>市町村が実施する公共下水道事業において、社会資本整備総合交付金の交付申請書等を県が国へ進達しなかったなど不適切な事務処理により、以下の市村が当該交付金の交付決定を受けられなくなり、県費による損害賠償が発生した。</p> <p>損害賠償額：岡谷市 18,199,500円 豊丘村 3,237,300円 大桑村 4,262,500円</p> <p>計 25,699,300円</p>	生活排水課

3 指導事項

【一般会計・特別会計】

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務 8 件	1 貸付料の算定に関するもの (122)	
	(1) 普通財産貸付料の算定誤り 通信に係る普通財産の貸付料について、算定を誤ったまま、複数年にわたり徴収不足となっていた。(3件:315円) ・職員寮等3箇所への高速インターネット接続装置の設置	中野立志館 高等学校
	2 調定の時期に関するもの (124)	
	(1) 管理経費の調定年度の誤り 令和4年度の行政財産使用許可に係る管理経費を、令和5年度の収入として調定していた。(2件:14,370円)	豊 科 高等学校
	3 その他調定等の事務処理に関するもの (125)	
	(1) 道路占用料の徴収不足 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。(2件:2,924円) また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。(1件:669円)	上 田 建設事務所
	(2) 道路占用料の過徴収 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、過徴収となっていた。(1件:400円)	飯 田 建設事務所
	(3) 道路占用料の誤徴収 長野市から道路を引き継ぐ際に、市が誤って道路占用許可をした道路区域外の物件について、そのまま道路占用許可として引き継いだため、誤徴収となっていた。(2件:7,440円)	長 野 建設事務所
(4) 使用料の過徴収 行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。(1件:43,820円) また、過徴収分の一部は時効により還付不能となった。(1件:30,004円) ・県営住宅3棟へのインターネット接続装置の設置	北 信 建設事務所	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																																
収 入 事 務	<p>(5) 河川占用料の過徴収 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。 また、過徴収分の一部は時効により還付不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="355 555 1193 896"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過徴収額</th> <th colspan="2">還付額</th> </tr> <tr> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪建設事務所</td> <td>4</td> <td>9,688</td> <td>5,350</td> <td>4,338</td> </tr> <tr> <td>安曇野建設事務所</td> <td>3</td> <td>297,131</td> <td>78,500</td> <td>218,631</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>2</td> <td>1,506,667</td> <td>508,950</td> <td>997,717</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td>1</td> <td>219,640</td> <td>26,600</td> <td>193,040</td> </tr> <tr> <td>合計(4機関)</td> <td>10</td> <td>2,033,126</td> <td>619,400</td> <td>1,413,726</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過徴収額	還付額		還付額	還付不能額	諏訪建設事務所	4	9,688	5,350	4,338	安曇野建設事務所	3	297,131	78,500	218,631	千曲建設事務所	2	1,506,667	508,950	997,717	北信建設事務所	1	219,640	26,600	193,040	合計(4機関)	10	2,033,126	619,400	1,413,726	諏訪野 安曇曲 千曲信 北信 建設事務所
機 関 名	件数				過徴収額	還付額																												
		還付額	還付不能額																															
諏訪建設事務所	4	9,688	5,350	4,338																														
安曇野建設事務所	3	297,131	78,500	218,631																														
千曲建設事務所	2	1,506,667	508,950	997,717																														
北信建設事務所	1	219,640	26,600	193,040																														
合計(4機関)	10	2,033,126	619,400	1,413,726																														
	<p>(6) 河川占用料の徴収不足 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。 また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="355 1249 1193 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">徴収不足額</th> <th colspan="2">徴収額</th> </tr> <tr> <th>徴収額</th> <th>徴収不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野建設事務所</td> <td>2</td> <td>1,700</td> <td>877</td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>3</td> <td>379,533</td> <td>169,672</td> <td>209,861</td> </tr> <tr> <td>合計(2機関)</td> <td>5</td> <td>381,233</td> <td>170,549</td> <td>210,684</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	徴収不足額	徴収額		徴収額	徴収不能額	安曇野建設事務所	2	1,700	877	823	千曲建設事務所	3	379,533	169,672	209,861	合計(2機関)	5	381,233	170,549	210,684	安曇野 千曲 建設事務所										
機 関 名	件数				徴収不足額	徴収額																												
		徴収額	徴収不能額																															
安曇野建設事務所	2	1,700	877	823																														
千曲建設事務所	3	379,533	169,672	209,861																														
合計(2機関)	5	381,233	170,549	210,684																														

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機 関 名
契 約 事 務 4 件	1 予定価格の設定の事務処理に関するもの (240)	
	(1) 随意契約における不適切な事務処理 一般競争入札による入札者がなく、自治令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約としたが、入札に付した際の条件を変更できないにもかかわらず、予定価格を増額した上で見積書を徴取し、契約を締結していた。 ・令和4年度 健康福祉部現地機関で使用する電気	健 康 福 祉 政 策 課
	(2) 予定価格の算定の誤り 令和2年10月以降に発注した電気設備工事及び機械設備工事の138件について、予定価格の算定に使用する設計単価うち、労務単価の一部に誤りがあり、予定価格が過小となっていた。また、このうち4件の工事の入札結果に影響が生じた。	施 設 課
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの (250)	
	(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施 ア 単価契約による委託事務の発注に際し、請負人等選定調書により建設工事請負人等選定委員会の審議をすべきところ、審議していなかった。 ・佐久合同庁舎清掃作業及び設備管理業務 イ 委託事務の発注に際し、請負人等選定調書により建設工事請負人等選定委員会の審議をすべきところ、審議していなかった。 ・赤松立枯木伐採処分業務	佐 久 地 域 振 興 局 総 務 管 理 課 伊 那 養 護 学 校
	3 その他契約の事務処理に関するもの (270)	
	(1) 求人広告掲載における不適切な事務処理 令和5年度会計年度任用職員の採用のための民間の求人広告掲載に係る契約に際し、決裁を経ることなく、無料契約の申込みを行っていた。また、無料掲載の期間満了日までに、利用規約に定める契約解除の手続きを行わなかったため、当初予定していなかった広告掲載料が発生した。 4 高等学校 各校 330,000円 計 1,320,000円	下 高 井 農 林 松 代 野 沢 北 赤 穂 高 等 学 校

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務 8 件	1 その他職員手当支給の事務処理に関するもの (312)	
	(1) 職員給与の支給方法の誤り 会計年度任用職員の給与について、本人に直接支払うことなく、配偶者への口座振替としていた。	中 野 西 高 等 学 校
	2 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	(1) 職員旅費の重複支給 職員に対する旅費を重複して支給していた。(1件:4,170円)	道 路 管 理 課
	3 工事請負費の執行に関するもの (331)	
	(1) 請負代金額の算出における不適切な事務処理 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更額(工事請負契約書第26条第6項の規定によるインフレスライド額)の算出方法が適切でなかった。 ・令和3年度林地荒廃防止事業第3号工事	佐 久 地 域 振 興 局 林 務 課
	4 委託料の執行に関するもの (341)	
	(1) 所得税の源泉徴収漏れ 委託業務の支払いに際し、所得税法の規定による所得税の徴収(23,023円)及び納付をすべきところ、これを行っていなかった。 ・令和4年度波田学院管理教育棟建築設備点検業務(契約金額:225,500円)	波 田 学 院
	5 事前審査の事務処理に関するもの (384)	
	(1) 当初及び支出負担行為変更時における事前審査未実施 工事請負契約において、財務規則第64条及び第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・管理特別教室棟屋根改修工事(契約金額:37,191,000円)	丸 子 修 学 館 高 等 学 校
6 給付完了検査の事務処理に関するもの (385)		
(1) 給付完了検査調書の未作成 1ヶ月分の購入額が100万円以上となった令和4年12月から令和5年2月購入分の3件については、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、これを作成していなかった。 ・単価契約による灯油の購入	佐 久 平 総 合 技 術 高 等 学 校	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	7 その他支出の事務処理に関するもの (386)	
	(1) 支払遅延による遅延利息の発生 令和3年度の新聞購読料(74,400円)について、令和4年4月14日までに支払うべきところ、同年9月21日に支払ったため、遅延利息が800円生じた。	信州の木活用課(県産材利用推進室)
	(2) 支払遅延による遅延利息の発生 令和3年度の備品購入費について、令和4年4月13日までに支払うべきところ、財務オンラインにおける支払登録の未実施により、同年5月18日に支払ったため、遅延利息が8,800円生じた。 ・リアルタイムPCRシステム(契約金額:3,707,000円)	松本家畜保健衛生所
補助金 事 務	1 その他補助金の事務処理に関するもの (430)	
	(1) 事務処理の未実施による補助金の返還等 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る国の実施要綱の一部改正について、国から県へ市町村に対し周知をするよう電子メールにより通知があったが、これを見落とし通知していなかったため、以下のとおり国庫補助金の返還等が生じた。 ・県から1市への交付不足額 1,000円 ・国から県への過大交付額 12,000円 ・申請者1名の自己負担の過大額 4,150円	保健・疾病対策課
	(2) 補助金の額の確定の遅延 障害福祉分野の介護ロボット等導入支援事業補助金の額の確定について、4月25日までに行うべきところ、4月26日に行っていた。	障がい者支援課
財 産 事 務	1 物品に関する帳票の整理等に関するもの (520)	
	(1) 備品原簿の未整備 備品として管理すべき物品について、財務規則第218条の規定による「備品原簿」を作成していなかった。	建築住宅課(公営住宅室)

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
その他	6 その他の事務処理に関するもの (610)	
2件	<p>(1) 利用料金の設定等に係る不適切な事務処理</p> <p>ア 飯田創造館における利用料金の誤り 指定管理者から提出された事業計画書において、条例等に規定のない利用料金が設定されていることに気付かないまま承認し、指定管理者は当該利用料金を収受していた。 (令和2～4年度 31件 超過額44,360円)</p> <p>イ 男女共同参画センターにおける利用料金の誤り 指定管理者から提出された事業計画書において、条例に規定する上限額を超えた利用料金が一部の区分で設定されていることに気付かないまま承認し、指定管理者は当該利用料金を収受していた。 (令和元～3年度 207件 超過額24,065円)</p> <p>ウ 飯田運動公園における利用料金の誤り 指定管理者から提出された管理計画書において、条例に規定する上限額を超えた利用料金が設定されていることに気付かないまま承認し、指定管理者は当該利用料金を収受していた。 (令和元～5年度 1,537件 超過額19,070円)</p> <p>エ 松本平広域公園における利用料金の誤り 指定管理者から提出された管理計画書において、条例に規定する上限額を超えた利用料金が設定されていることに気付かないまま承認し、指定管理者は当該利用料金を収受していた。 (令和元～5年度 3,726件 超過額364,350円)</p>	<p>文化政策課</p> <p>人権・男女共同参画課</p> <p>飯 田 建設事務所</p> <p>松 本 建設事務所</p>
	<p>(2) 事業損失調査業務における受託者との協議記録の不備</p> <p>令和3年度社会資本整備総合交付金(道路)事業に伴う事業損失調査業務委託に関して、業務委託設計書に添付する特記事項の「業務委託をするにあたっての条件等」である、地盤変動影響調査要領に基づく建物の外部調査時における立会い及び所有者との調整の業務については、当所が実施するとの変更がされたが、本来文書により指示・協議をすべきところを口頭のみで行っていた。</p>	伊 那 建設事務所

4 検討事項

分類	検討事項	機関名
財産 事務 2件	<p>1 物品の貸付けに係る適正な事務手続の周知について</p> <p>財務規則第234条では、物品を貸し付けようとするときは、貸付決議を、物品を貸し付けたときは、当該物品の借受人から物品借用書を徴することを規定していますが、規則を所管する財産活用課では、「契約書の中に受託者が使用する物品に関する具体的な内容や期間、条件等の記載がある場合は、当該物品の使用が前提として委託契約に内包されることから、改めて貸付決議や借用書の徴取などの事務手続をする必要はない。」との説明をしています。ただし、このことを明記したものは存在しません。</p> <p>当事務局において、調理業務委託契約を締結し、業務執行に必要な物品の貸付けを行っている機関に対し調査を行ったところ、この説明は周知されておらず、業務委託契約を締結した上に、物品貸付契約を締結している機関もありました。</p> <p>については、財務規則第234条に係る上記の説明を周知し、事務手続の簡素化につなげてください。その際、県の物品の使用を伴う食堂の使用許可及びスクールバスの運行委託についても、同様の取扱いが適当か検討の上で、周知してください。</p> <p>また、貸付決議や借用書の徴取等の手続を行わない場合における、物品貸付等記録簿（備品の場合、物品管理システムで管理）への記録の要否についても併せて周知してください。</p>	財産活用課
	<p>2 適正な財産貸付等の事務手続の実施について</p> <p>特別支援学校において、県の物品の使用を伴う食堂の使用許可及びスクールバスの運行委託に係る財産貸付等の事務手続では、契約履行に必要な場所に係る貸付契約を締結しているなどの不要な事務手続が見受けられるとともに、学校ごとに契約相手方の事業者と取り交わす書類の内容が異なっていました。</p> <p>については、同一の事業者が複数の学校と契約を締結する場合もあることから、学校における財産貸付等の事務手続の適正化と統一を図るとともに、適切な財産管理を行うよう周知徹底をしてください。</p>	特別支援 教育課

5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計 ・特別会計				企 業 特別会計			
	指 摘	指 導	検 討	計	指 摘	指 導	検 討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に関するもの								
(121) 使用料の算定に関するもの								
(122) 貸付料の算定に関するもの			1	1				
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの			1	1				
(125) その他調定等の事務処理に関するもの			6	6				
(130) その他収入の事務処理に関するもの								
小 計			8	8				
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの								
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの			2	2				
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの			1	1				
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの								
(270) その他契約の事務処理に関するもの			1	1				
小 計			4	4				
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの			1	1				
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの			1	1				
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの								
(331) 工事請負費の執行に関するもの			1	1				
(341) 委託料の執行に関するもの			1	1				
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの								
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの								
(383) 支出負担行為の時期に関するもの								
(384) 事前審査の事務処理に関するもの			1	1				
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの			1	1				
(386) その他支出の事務処理に関するもの			2	2				
小 計			8	8				
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの								
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの			2	2				
小 計			2	2				
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの			1	2	3			
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理に関するもの								
小 計			1	2	3			
6 その他								
(610) その他の事務処理に関するもの			1	2	3			
小 計			1	2	3			
合 計			1	25	2	28		

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を29ページに掲載しましたので、参考にしてください。

1 各部局に共通する意見

意 見

1 内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進

本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は28件でした。

各機関が適正な事務執行に努めている中で、収入事務及び支出事務等基本的な事務処理の誤りを始めとして、これまでと同様の不適切な事案が見受けられました。また、「内部統制基本方針」に基づく行動計画が策定されていたにもかかわらず、指導事項となった事案も見受けられました。

これらは、関連する制度等についての理解不足、組織内の情報共有やコミュニケーション不足などに起因するものですが、背景には業務の多忙化があると思料されます。

今後も、業務の複雑化・多様化、電子メールによる情報量の増加、電子決裁などの可視化されない事務手続の増加などにより、不適切な事案が発生するリスクが考えられます。

また、業務が多忙化する中、従前のチェック方法等が形骸化する懸念もあります。

このため、具体的なリスクやその効果的な回避などの事例を共有するとともに、新たにICTツールの活用なども含めたリスク管理・回避の方法について検討し、有効な方法について全庁的に関係者が共有するなど、不適切な事案の発生防止に努めてください。

なお、その取組が、業務の見直し・効率化と一体のものとして進められることにより、実効性が高まることを期待します。

(所管機関：全機関)

意 見

2 税外収入未済額の解消

令和4年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、次ページ「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」とおおりです。その総額は25億270万余円で、前年度に比べ1億1,317万余円（4.3%）の減少となっています。

【①税外収入未済額の推移】

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,502,709,950円	2,615,889,029円	△113,179,079円	95.7%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額（一覧表のうち※を付したもの）は17億9,495万余円で、前年度に比べ2,330万余円（1.3%）の減少となっています。

【②継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移】

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	前年度比
税外収入未済額のうち ※を付したものの計	1,794,952,236円	1,818,252,302円	△23,300,066円	98.7%

（上記税外収入未済額②の回収状況：増減の内訳）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
104,907,703円	18,201,844円	276,400円	100,085,881円	△23,300,066円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ1億1,317万余円（4.3%）減少していますが、新たに1億4,399万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行うなど、発生を未然に防止する対策を含めて対応策を講じてください。

（注）これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したものの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

意 見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部 局	所 管 課	内 容	収入未済額 (円)
総務部	税務課	県税付帯債権 (延滞金等)	15,051,145 ★公
県 民 文 化 部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	88,878,983 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	15,104,110 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ (特)	161,483,183 私
健 康 福 祉 部	医師・看護人材確保対策課	看護職員修学資金貸付金 ※	3,038,100 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	58,370,933 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	4,011,299 ★公
	障がい者支援課	総合リハビリテーションセンター施設使用料	5,492,456 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※ (特)	8,228,830 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	60,000 私
	医師・看護人材確保対策課 他	その他	3,332,086
環 境 部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	274,191,188 ★公
産 業 労 働 部	産業政策課	新型コロナ中小企業者等特別応援金返還金	400,000 *公
	営業局	飲食・サービス業等グループ補助金返還金	4,509,308 *公
	経営・創業支援課	高度化資金貸付金 ※ (特)	928,079,126 私
	経営・創業支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	16,259,566 私
農 政 部	農業政策課	信州農業6次産業化推進事業補助金返還金	11,136,364 *公
	農村振興課	農業次世代人材投資事業 (準備型) 返還金	9,175,000 *公
	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	21,657,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	1,600,000 私
林 務 部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,371,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	147,116,175 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※ (特)	13,594,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建 設 部	道路管理課	事故等に係る原因者負担金	1,534,200 ★公
	河川課	河川占用料	18,965,054 ★公
	都市・まちづくり課	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879 私
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	143,820,190 私
	建築住宅課	県営住宅敷地 (駐車場) 使用料 ※	2,528,553 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※	114,218,533 私
	建築住宅課 他	その他	1,375,259
教 育 委 員 会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	1,683,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	162,225,094 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	2,146,131 *公
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金 ※ (特)	120,000,044 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※ (特)	25,912,130 私
	高校教育課	その他	352,086 私
県警本部	会計課	電気需給契約業者の破産手続開始決定に伴う損害賠償	1,175,337 私
貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権 (※) の計			1,794,952,236
合 計			2,502,709,950

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

(特)：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマの意見については6ページ及び12ページに記載してあります。

部局等	意見	所管機関											
県民文化部	1 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	こども・家庭課 (児童相談・養育支援室)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>88,878,983円</td> <td>87,129,351円</td> <td>1,749,632円</td> <td>102.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	児童福祉施設入所負担金	88,878,983円	87,129,351円	1,749,632円	102.0%	
	区分		令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比							
	児童福祉施設入所負担金		88,878,983円	87,129,351円	1,749,632円	102.0%							
(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>909,337円</td> <td>14,692,471円</td> <td>0円</td> <td>17,351,440円</td> <td>1,749,632円</td> </tr> </tbody> </table>	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	909,337円	14,692,471円	0円	17,351,440円	1,749,632円
過年度発生分			現年度発生分 D			増減額 D-(A+B+C)							
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C											
909,337円	14,692,471円	0円	17,351,440円	1,749,632円									
健康福祉部	2 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。	地域福祉課											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>58,370,933円</td> <td>49,047,418円</td> <td>9,323,515円</td> <td>119.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	生活保護費返還金	58,370,933円	49,047,418円	9,323,515円	119.0%	
	区分		令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比							
	生活保護費返還金	58,370,933円	49,047,418円	9,323,515円	119.0%								
	(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,330,871円</td> <td>2,339,855円</td> <td>0円</td> <td>13,994,241円</td> <td>9,323,515円</td> </tr> </tbody> </table>	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	2,330,871円	2,339,855円	0円	13,994,241円
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)									
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C											
2,330,871円	2,339,855円	0円	13,994,241円	9,323,515円									
(2) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 ア 社会福祉施設入所者負担金	障がい者支援課												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>4,011,299円</td> <td>3,576,849円</td> <td>434,450円</td> <td>112.1%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	4,011,299円	3,576,849円	434,450円	112.1%		
区分		令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比								
社会福祉施設入所者負担金	4,011,299円	3,576,849円	434,450円	112.1%									
(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108,000円</td> <td>610,780円</td> <td>0円</td> <td>1,153,230円</td> <td>434,450円</td> </tr> </tbody> </table>	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	108,000円	610,780円	0円	1,153,230円	434,450円
過年度発生分			現年度発生分 D			増減額 D-(A+B+C)							
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C											
108,000円	610,780円	0円	1,153,230円	434,450円									

部局等	意見	所管機関																							
健康福祉部	<p>イ 総合リハビリテーションセンター施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="352 409 1233 535"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合リハビリテーションセンター施設使用料</td> <td>5,492,456円</td> <td>3,240,866円</td> <td>2,251,590円</td> <td>169.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 595 1233 775"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76,249円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>2,327,839円</td> <td>2,251,590円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※企業特別会計への移行に伴う打切決算の処理による収入未済額を含む。</p>	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	総合リハビリテーションセンター施設使用料	5,492,456円	3,240,866円	2,251,590円	169.5%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	76,249円	0円	0円	2,327,839円	2,251,590円	障がい者支援課
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																					
総合リハビリテーションセンター施設使用料	5,492,456円	3,240,866円	2,251,590円	169.5%																					
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																					
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																							
76,249円	0円	0円	2,327,839円	2,251,590円																					
農政部	<p>3 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="352 976 1233 1102"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業次世代人材投資事業(準備型)返還金</td> <td>9,175,000円</td> <td>5,105,000円</td> <td>4,070,000円</td> <td>179.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 1164 1233 1344"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>4,470,000円</td> <td>4,070,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	農業次世代人材投資事業(準備型)返還金	9,175,000円	5,105,000円	4,070,000円	179.7%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	400,000円	0円	0円	4,470,000円	4,070,000円	農村振興課
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																					
農業次世代人材投資事業(準備型)返還金	9,175,000円	5,105,000円	4,070,000円	179.7%																					
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																					
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																							
400,000円	0円	0円	4,470,000円	4,070,000円																					
林務部	<p>4 北アルプス森林組合(旧大北森林組合)等の補助金不適正受給に係る債権の早期回収と債権管理</p> <p>北アルプス森林組合(旧大北森林組合)等に対する債権の回収については、引き続き相手方と連絡を取り、経営の健全化に向けた取組を着実に実行させるよう、経営状況等の随時把握、必要に応じた指導助言などを行い、債権の早期回収に努めてください。</p> <p>令和4年度末残高</p> <table data-bbox="400 1767 1169 1946"> <tbody> <tr> <td>北アルプス森林組合(旧大北森林組合)</td> <td>932,000,336円</td> </tr> <tr> <td>大北森林組合元専務理事</td> <td>130,074,608円</td> </tr> <tr> <td>ひふみ林業(有)</td> <td>31,412,667円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,093,487,611円</td> </tr> </tbody> </table>	北アルプス森林組合(旧大北森林組合)	932,000,336円	大北森林組合元専務理事	130,074,608円	ひふみ林業(有)	31,412,667円	計	1,093,487,611円	信州の木活用課 森林づくり推進課															
北アルプス森林組合(旧大北森林組合)	932,000,336円																								
大北森林組合元専務理事	130,074,608円																								
ひふみ林業(有)	31,412,667円																								
計	1,093,487,611円																								

部局等	意見	所管機関																																														
建設部	<p>5 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <p>ア 道路占用料</p> <table border="1" data-bbox="352 468 1233 560"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>153,771円</td> <td>148,902円</td> <td>4,869円</td> <td>103.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 618 1233 792"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D - (A + B + C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28,343円</td> <td>25,200円</td> <td>0円</td> <td>58,412円</td> <td>4,869円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路占用料に係る延滞金</p> <table border="1" data-bbox="352 875 1233 967"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料に係る延滞金</td> <td>43,587円</td> <td>43,379円</td> <td>208円</td> <td>100.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 1030 1233 1205"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D - (A + B + C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,407円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>9,615円</td> <td>208円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	道路占用料	153,771円	148,902円	4,869円	103.3%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	28,343円	25,200円	0円	58,412円	4,869円	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	道路占用料に係る延滞金	43,587円	43,379円	208円	100.5%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	9,407円	0円	0円	9,615円	208円	道路管理課
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
道路占用料	153,771円	148,902円	4,869円	103.3%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
28,343円	25,200円	0円	58,412円	4,869円																																												
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
道路占用料に係る延滞金	43,587円	43,379円	208円	100.5%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
9,407円	0円	0円	9,615円	208円																																												
	<p>(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="352 1314 1233 1406"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川占用料</td> <td>18,965,054円</td> <td>17,379,126円</td> <td>1,585,928円</td> <td>109.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 1467 1233 1641"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D - (A + B + C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>553,662円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>2,139,590円</td> <td>1,585,928円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="352 1724 1233 1816"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川占用料に係る延滞金</td> <td>3,880円</td> <td>2,675円</td> <td>1,205円</td> <td>145.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 1879 1233 2054"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D - (A + B + C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>556円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,761円</td> <td>1,205円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	河川占用料	18,965,054円	17,379,126円	1,585,928円	109.1%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	553,662円	0円	0円	2,139,590円	1,585,928円	区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	河川占用料に係る延滞金	3,880円	2,675円	1,205円	145.0%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	556円	0円	0円	1,761円	1,205円	河川課
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
河川占用料	18,965,054円	17,379,126円	1,585,928円	109.1%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
553,662円	0円	0円	2,139,590円	1,585,928円																																												
区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
河川占用料に係る延滞金	3,880円	2,675円	1,205円	145.0%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D - (A + B + C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
556円	0円	0円	1,761円	1,205円																																												

部局等	意見	所管機関																																														
建設部	<p>(4) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="352 367 1233 456"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>143,820,190円</td> <td>131,461,049円</td> <td>12,359,141円</td> <td>109.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 517 1233 692"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24,982,255円</td> <td>837,145円</td> <td>0円</td> <td>38,178,541円</td> <td>12,359,141円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1" data-bbox="352 775 1233 902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅敷地(駐車場)使用料</td> <td>2,528,553円</td> <td>2,120,153円</td> <td>408,400円</td> <td>119.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の回収状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="352 963 1233 1137"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>973,100円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,381,500円</td> <td>408,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	県営住宅使用料	143,820,190円	131,461,049円	12,359,141円	109.4%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	24,982,255円	837,145円	0円	38,178,541円	12,359,141円	区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比	県営住宅敷地(駐車場)使用料	2,528,553円	2,120,153円	408,400円	119.3%	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	973,100円	0円	0円	1,381,500円	408,400円	建築住宅課 (公営住宅室)
区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
県営住宅使用料	143,820,190円	131,461,049円	12,359,141円	109.4%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
24,982,255円	837,145円	0円	38,178,541円	12,359,141円																																												
区分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比																																												
県営住宅敷地(駐車場)使用料	2,528,553円	2,120,153円	408,400円	119.3%																																												
過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																																												
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																														
973,100円	0円	0円	1,381,500円	408,400円																																												
林務部	<p>6 信州F・POWERプロジェクトへの対応</p> <p>県は、塩尻市、民間企業をはじめとする産学官連携体制のもとで、木材の新たな需要創出と環境負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的とした「信州F・POWERプロジェクト事業計画」を平成25年に策定し、事業主体に約25億円の補助金等を交付するとともに、原木の安定供給に向けた関係者間の調整や、林業事業者への支援を行うなど、事業計画の実行に向けた取組を行ってきました。</p> <p>しかし、令和5年8月に、事業計画の中核を担う事業者が民事再生手続きに入り、現在、民事再生計画を策定するに至っています。</p> <p>これを受け、県では、支援体制の強化を図るため、補助事業の円滑な継続を支援する「事業継続支援チーム」及び原木の安定供給等に係る支援策を検討する「原木安定供給等検討チーム」を立ち上げました。</p> <p>本事業には多額の補助金等を交付しているところでもあり、その効果が発揮され、成果に結びつくことが強く求められます。補助事業が継続され、プロジェクトの所期の目的が達成されるよう、関係者間で情報を共有し、状況に応じた指導及び支援等を適切に行うなど、2つのチームによる実効性ある取組を進めてください。</p>	信州の木活用課 (県産材利用推進室)																																														

《参考》 他の機関に紹介できる有効な取組事例

参考となる取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 「地域発 元気づくり支援金」事業における取組について <各地域振興局（リニア活用・）企画振興課>

各地域振興局では、この事業の実施状況に合わせて以下の支援などが行われています。

(1) 事業全体（各局共通）

事業計画、交付申請、事業実施中及び事業実施後の段階ごとに「提出書類チェックリスト」がホームページからダウンロードできるなど、書類の作成に不慣れな事業者にも配慮

(2) 事業の採択後

- ・「進捗状況チェックリスト」を作成し、9月及び12月に各事業者への進捗状況の確認などに活用（佐久）
- ・毎年度9月を「進捗確認を推進する特別期間」として、各職員が「事業進捗状況（中間調査）チェックリスト」により実施状況を確認（長野）

(3) 事業の完了時及び事業の終了後（各局共通）

- ・実績報告書の作成・提出に際しての助言などを実施
- ・優良事例を選定し局のホームページへの掲載などを実施

これらの事業者にも配慮した一連の取組は、任意団体などが申請者となる補助事業を実施する機関においても、参考となる取組の事例として評価できます。

2 借受不動産に係る借受料の協議及び決定における取組について <岡谷警察署>

岡谷警察署では、土地の借受料について、評価額の変動による見直しを毎年度行っていますが、土地所有者からあらかじめ取り寄せた、固定資産税課税明細書の写しに記載された課税標準額に基づき、同署が算定した借受料により文書で協議を行っています。

この際に、土地所有者が協議の内容についての意向等を記載するための「回答書」と返信用封筒を同封しており、借受料が減額となる場合には、回答書に以下のような選択式の記載欄を設け、所有者の意向を把握できる配慮がされています。

(回答書の記載事項)

- ① 県の算定基準により算定した上記改定（協議）額のとおりで構いません。
- ② 県の算定基準により算定した結果を受け、減額はやむを得ませんが、上記改定（協議）額では若干支障がありますので、「段階的減額」として来年度契約額は、_____円としてください。
- ③ 県の算定基準により算定した上記改定（協議）額では支障がありますので来年度の借受料は現在と同額（据え置き）としてください。
* 2及び3を選択された場合は、その理由をお聞かせください。
(理由 _____)

この取組により、土地所有者との借受料の決定に際して、事務の省力化や円滑化が図られているため、借受不動産に係る事務を行う他の機関においても、参考となる事例として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日	監査実施機関名	監査年月日
安曇野警察署	令和5年2月6日	松本保健福祉事務所	令和5年7月10日
諏訪養護学校	令和5年2月8日	水産試験場	令和5年7月10日
茅野警察署	令和5年2月8日	北信保健福祉事務所	令和5年7月11日
駒ヶ根警察署	令和5年2月9日	須坂建設事務所 *	令和5年7月11日
工業技術総合センター (技術連携・総務・材料技術部門)	令和5年2月10日	中野立志館高等学校	令和5年7月11日
中野警察署	令和5年2月10日	千曲建設事務所 *	令和5年7月13日
南信消費生活センター	令和5年2月13日	財産活用課	令和5年7月24日
工科短期大学校	令和5年2月13日	情報公開・法務課	令和5年7月24日
阿南警察署	令和5年2月14日	総務事務課	令和5年7月24日
岡谷南高等学校	令和5年4月25日	文化政策課	令和5年7月24日
松本美須々ヶ丘高等学校	令和5年4月27日	人権・男女共同参画課	令和5年7月24日
上田東高等学校	令和5年5月25日	県民の学び支援課	令和5年7月24日
野沢南高等学校	令和5年5月25日	人事委員会事務局	令和5年7月24日
消防学校	令和5年5月30日	秘書課	令和5年7月25日
女性相談センター	令和5年5月30日	コンプライアンス・行政経営課	令和5年7月25日
長野家畜保健衛生所	令和5年5月30日	職員キャリア開発課	令和5年7月25日
東北信運転免許課	令和5年5月30日	くらし安全・消費生活課	令和5年7月25日
波田学院	令和5年6月6日	次世代サポート課	令和5年7月25日
松本技術専門校	令和5年6月6日	森林政策課	令和5年7月25日
体育センター	令和5年6月6日	信州の木活用課	令和5年7月25日
寿台養護学校	令和5年6月6日	建設政策課	令和5年7月25日
丸子修学館高等学校	令和5年6月9日	道路管理課	令和5年7月25日
小諸養護学校	令和5年6月9日	リニア整備推進局	令和5年7月25日
木曽青峰高等学校	令和5年6月12日	財政課	令和5年7月27日
箕輪進修高等学校	令和5年6月13日	税務課	令和5年7月27日
阿智高等学校	令和5年6月13日	こども・家庭課	令和5年7月27日
須坂東高等学校	令和5年6月15日	森林づくり推進課	令和5年7月27日
科学捜査研究所	令和5年6月15日	総合政策課	令和5年7月28日
北信教育事務所	令和5年6月20日	D X推進課	令和5年7月28日
長野東高等学校	令和5年6月20日	広報・共創推進課	令和5年7月28日
若槻養護学校	令和5年6月20日	職員課	令和5年7月28日
高遠高等学校	令和5年6月27日	河川課	令和5年7月28日
姫川福祉事務所 *	令和5年6月30日	建築住宅課 *	令和5年7月28日
大町岳陽高等学校	令和5年7月5日	市町村課	令和5年7月31日
諏訪保健福祉事務所	令和5年7月10日	交通政策課	令和5年7月31日
		松本空港課	令和5年7月31日

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関名	監査年月日
健康福祉政策課	令和5年7月31日
医師・看護人材確保対策課	令和5年7月31日
地域福祉課	令和5年7月31日
砂防課	令和5年7月31日
都市・まちづくり課	令和5年7月31日
消防課	令和5年8月1日
危機管理防災課	令和5年8月1日
道路建設課	令和5年8月1日
施設課 *	令和5年8月1日
健康増進課	令和5年8月3日
保健・疾病対策課	令和5年8月3日
感染症対策課	令和5年8月3日
監査委員事務局	令和5年8月3日
介護支援課	令和5年8月4日
食品・生活衛生課	令和5年8月4日
薬事管理課	令和5年8月4日
農業政策課	令和5年8月4日
農業技術課	令和5年8月4日
園芸畜産課	令和5年8月4日
警察本部	令和5年8月4日
地域振興課	令和5年8月7日
信州暮らし推進課	令和5年8月7日
国際交流課	令和5年8月7日
医療政策課	令和5年8月7日
環境政策課	令和5年8月7日
会計課	令和5年8月7日
契約・検査課	令和5年8月7日
教育政策課	令和5年8月7日
保健厚生課	令和5年8月7日
障がい者支援課	令和5年8月9日
農地整備課	令和5年8月9日
農村振興課	令和5年8月9日
人事課	令和5年8月10日
山岳高原観光課	令和5年8月18日
観光誘客課	令和5年8月18日
義務教育課	令和5年8月18日
高校教育課	令和5年8月18日

監査実施機関名	監査年月日
特別支援教育課	令和5年8月18日
議会事務局	令和5年8月18日
水大気環境課	令和5年8月21日
産業政策課	令和5年8月21日
経営・創業支援課	令和5年8月21日
産業立地・IT振興課	令和5年8月21日
学びの改革支援課	令和5年8月21日
心の支援課	令和5年8月21日
産業技術課	令和5年8月23日
産業人材育成課	令和5年8月23日
労働雇用課	令和5年8月23日
文化財・生涯学習課	令和5年8月23日
スポーツ課	令和5年8月23日
生活排水課（一般会計）	令和5年8月24日
自然保護課 *	令和5年8月24日
資源循環推進課	令和5年8月24日
営業局	令和5年8月24日
佐久地域振興局 *	令和5年9月1日
東信会計センター	令和5年9月1日
松本地域振興局 *	令和5年9月4日
中信会計センター	令和5年9月4日
南信州地域振興局 *	令和5年9月7日
南信会計センター飯田分室	令和5年9月7日
飯田保健福祉事務所	令和5年9月8日
飯田建設事務所 *	令和5年9月8日
東信県税事務所	令和5年9月11日
東信県税事務所上田事務所	令和5年9月11日
佐久保健福祉事務所	令和5年9月11日
長野建設事務所 *	令和5年9月11日
諏訪地域振興局 *	令和5年9月13日
南信会計センター諏訪分室	令和5年9月13日
北信地域振興局 *	令和5年9月19日
北信会計センター中野分室	令和5年9月19日
松本建設事務所 *	令和5年9月22日
北信建設事務所 *	令和5年9月26日
佐久建設事務所 *	令和5年9月29日

(2) 書面監査

監査実施機関名	監査実施機関名	監査実施機関名
労働委員会事務局	動物愛護センター	林業総合センター
上田地域振興局 *	環境保全研究所	上田建設事務所 *
上伊那地域振興局 *	名古屋事務所	諏訪建設事務所 *
木曾地域振興局 *	大阪事務所	伊那建設事務所 *
北アルプス地域振興局 *	計量検定所	木曾建設事務所 *
長野地域振興局 *	工業技術総合センター (精密・電子・航空技術部門)	安曇野建設事務所 *
消防防災航空センター	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	大町建設事務所 *
松本空港管理事務所	工業技術総合センター (食品技術部門)	犀川砂防事務所 *
東京事務所	工業技術総合センター	土尻川砂防事務所 *
総合県税事務所	南信工科短期大学校	東信会計センター上田分室
総合県税事務所北信事務所	長野技術専門学校	南信会計センター
南信県税事務所	岡谷技術専門学校	中信会計センター木曾分室
南信県税事務所諏訪事務所	飯田技術専門学校	中信会計センター大町分室
南信県税事務所飯田事務所	佐久技術専門学校	北信会計センター
中信県税事務所	上松技術専門学校	東信教育事務所
中信県税事務所木曾事務所	東信労政事務所	南信教育事務所
中信県税事務所大町事務所	南信労政事務所	中信教育事務所
北信消費生活センター	中信労政事務所	総合教育センター
中信消費生活センター	北信労政事務所	県立長野図書館
東信消費生活センター	若年者就業サポートセンター	県立歴史館
男女共同参画センター	信州首都圏総合活動拠点	飯山高等学校
中央児童相談所	名古屋観光情報センター	下高井農林高等学校
松本児童相談所	大阪観光情報センター	中野西高等学校
飯田児童相談所	農業大学校	須坂高等学校
諏訪児童相談所	病害虫防除所	須坂創成高等学校
佐久児童相談所	農業試験場	北部高等学校
上田保健福祉事務所	果樹試験場	長野吉田高等学校
伊那保健福祉事務所	野菜花き試験場	長野高等学校
木曾保健福祉事務所	野菜花き試験場佐久支場	長野西高等学校
大町保健福祉事務所	畜産試験場	長野商業高等学校
長野保健福祉事務所	南信農業試験場	長野工業高等学校
看護大学	佐久家畜保健衛生所	長野南高等学校
須坂看護専門学校	伊那家畜保健衛生所	篠ノ井高等学校
福祉大学校	飯田家畜保健衛生所	更科農業高等学校
公衆衛生専門学校	松本家畜保健衛生所	松代高等学校
精神保健福祉センター	林業大学校	屋代高等学校 (附属中学校)
総合リハビリテーションセンター		屋代南高等学校
長野食肉衛生検査所		坂城高等学校

監査実施機関名
上田千曲高等学校
上田高等学校
上田染谷丘高等学校
東御清翔高等学校
蓼科高等学校
小諸商業高等学校
小諸高等学校
軽井沢高等学校
佐久平総合技術高等学校
岩村田高等学校
野沢北高等学校
小海高等学校
富士見高等学校
茅野高等学校
諏訪実業高等学校
諏訪清陵高等学校
諏訪二葉高等学校
下諏訪向陽高等学校
岡谷東高等学校
岡谷工業高等学校
辰野高等学校
上伊那農業高等学校
伊那北高等学校
伊那弥生ヶ丘高等学校
赤穂高等学校
駒ヶ根工業高等学校
松川高等学校
飯田高等学校
飯田風越高等学校

監査実施機関名
飯田O I D E長姫高等学校
下伊那農業高等学校
阿南高等学校
蘇南高等学校
塩尻志学館高等学校
田川高等学校
梓川高等学校
松本工業高等学校
松本県ヶ丘高等学校
松本深志高等学校
松本蟻ヶ崎高等学校
松本筑摩高等学校
明科高等学校
豊科高等学校
南安曇農業高等学校
穂高商業高等学校
池田工業高等学校
白馬高等学校
長野盲学校
松本盲学校
長野ろう学校
松本ろう学校
長野養護学校
伊那養護学校
松本養護学校
花田養護学校
稲荷山養護学校
上田養護学校
飯田養護学校

監査実施機関名
安曇養護学校
飯山養護学校
木曾養護学校
長野中央警察署
飯山警察署
須坂警察署
長野南警察署
千曲警察署
上田警察署
小諸警察署
佐久警察署
軽井沢警察署
諏訪警察署
岡谷警察署
伊那警察署
飯田警察署
木曾警察署
塩尻警察署
松本警察署
大町警察署
鑑識課
交通機動隊
高速道路交通警察隊
中南信運転免許課
機動隊
警察学校
機動捜査隊
自動車警ら隊

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
千曲川流域下水道事務所 *	令和5年6月15日
南信発電管理事務所 *	令和5年6月27日
企業局	令和5年8月3日
生活排水課（流域下水道事業会計）	令和5年8月24日

(2) 書面監査

監査実施機関名
北信発電管理事務所 *
中央制御所
上田水道管理事務所 *
川中島水道管理事務所 *
松塩水道用水管理事務所 *
諏訪湖流域下水道事務所 *
犀川安曇野流域下水道事務所 *



しあわせ信州